

議第85号

京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 5月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

京都市障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市障害者施策推進審議会条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 障害者基本法第36条第1項に規定する審議会として、京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条第1項中「協議会」を「審議会」に、「25人」を「35人」に改める。

第4条第1項及び第3項、第5条第1項、第3項及び第4項並びに第6条中「協議会」を「審議会」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項中「25人」を「35人」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市障害者施策推進

協議会条例に規定する委員である者は、この条例による改正後の京都市障害者施策推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する委員とみなし、その任期は、別に定める日までとする。

- 3 改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、最初の京都市障害者施策推進審議会は、市長が招集する。

提案理由

京都市障害者施策推進審議会を設置する等の必要があるので提案する。